議案第 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年) 月 日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例

(宝塚市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第34条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項ただし書中「厚生労働 省令」を「国土交通省令」に改める。

(宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例(昭和57年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第3条 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道 技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)の一部を次のように改正す る。

第4条第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市水道事業給水条 例第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行

改正案

(給水装置新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水 装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32 年政令第336号)<u>第5条</u>に規定する給水装置の 構造及び基準に適合していないときは、その 者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が 給水装置をその基準に適合させるまでの間、 その者に対する給水を停止することができ る。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水装置新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水 装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32 年政令第336号)<u>第6条</u>に規定する給水装置の 構造及び基準に適合していないときは、その 者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が 給水装置をその基準に適合させるまでの間、 その者に対する給水を停止することができ る。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例(昭和57年条例第8号)新旧対照表(第2条による 改正関係)

現行

(趣旨)

第1条 この条例は、宝塚市水道局(以下「水道局」という。)が昭和30年4月1日から昭和46年6月30日までの間に給水した水のうちフッ素濃度が厚生労働省令の定める水質基準を超えるものを飲用したことにより斑状歯にかかった歯牙を認定し、これに対して治療の給付を行うについて必要な事項を定めるものとする。

(認定)

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当する者の申請に基づいて、その者の歯牙中に別表に定める歯牙形成期間中に第2号に定める水を飲用したことにより斑状歯にかかったものがあるかどうかを認定する。
 - (1) (略)
 - (2) 前号に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた期間に、水道局が給水した水のうちフッ素濃度が<u>厚生労働省令</u>の定める水質基準を超えるものを飲用していたこと。

(趣旨)

第1条 この条例は、宝塚市水道局(以下「水道局」という。)が昭和30年4月1日から昭和46年6月30日までの間に給水した水のうちフッ素濃度が環境省令 の定める水質基準を超えるものを飲用したことにより斑状歯にかかった歯牙を認定し、これに対して治療の給付を行うについて必要な事項を定めるものとする。

改正案

(認定)

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当 する者の申請に基づいて、その者の歯牙中に 別表に定める歯牙形成期間中に第2号に定め る水を飲用したことにより斑状歯にかかっ たものがあるかどうかを認定する。
 - (1) (略)
 - (2) 前号に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた期間に、水道局が給水した水のうちフッ素濃度が環境省令 の定める水質基準を超えるものを飲用していたこと。

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)新旧対照表(第3条による改正関係)

THE LEW STATING THIN MENT (MOTTER STREET)		
現行	改正案	
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)	
第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。	第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。	
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)	
(4) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了し た者	(4) <u>国土交通大臣</u> の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了し た者	
(5) (略)	(5) (略)	

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(概要)

1 条例改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が可決成立したことにより水道法(以下「法」という。)が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、法改正等に伴う所要の整備を行うために、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、宝塚市水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)、宝塚市班状歯の認定及び治療の給付に関する条例(以下「斑状歯条例」という。)及び布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(以下「布設工事監督者等の資格を定める条例」という。)の一部を改正しようとするもの。

2 条例改正の内容

(内容)	①水道整備・管理に関すること	②水質又は衛生に関すること
事務の内容	・水道基盤の強化のための基本方針の策定	・水質基準の策定
	・水道事業等の認可、改善指示等	・水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
移管後所管	厚生労働大臣→国土交通大臣	厚生労働大臣→環境大臣

- ①厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見を有する国土交通省に移管し、下水道等の他の社会資本と一体的な整備を進めることにより水道整備・管理行政の機能強化を図る。
- ②厚生労働省が所管している水質基準の策定等を河川等の水質に関する専門的な知見を有する環境省に移 管し、水質や衛生面で機能強化を図る。

以上により、給水条例第5条及び第34条の規定は「厚生労働省令」から「国土交通省令」へ、斑状歯条例第1条及び第2条の規定は「厚生労働省令」から「環境省令」へ、布設工事監督者等の資格を定める条例第4条の規定は「厚生労働大臣」から「国土交通大臣」へそれぞれ改正する。

【給水条例第5条・第34条関係】

【斑状歯条例第1条・第2条関係】

【布設工事監督者等の資格を定める条例第4条関係】

3 その他

①水道法施行令(平成31年4月17日公布)分の改正

(内容) 水道法施行令(以下「施行令」という。)中の給水装置の構造及び材質の基準に関する規定が繰り下げられたため、当該条文を引用している給水条例第34条の規定を施行令に合わせて改正する。

【給水条例第34条関係】

4 施行期日

令和6年4月1日 (一部公布の日)